

## 板橋区養育家庭制度実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(通則)

第1条 この要綱は、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）を、養子縁組を目的とせず、家庭的な環境の下において、より個別的な処遇を行うため、期間を定めて養育家庭に委託し、養育する板橋区養育家庭制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「養育家庭」とは、要保護児童を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親として、板橋区長（以下「区長」という。）の認定を受け、養育家庭名簿に登録された者をいう。

2 養育家庭（短期条件付）とは、前項のうち、養育に係る負担が少なく、委託期間が2か月以内と見込まれる児童のみを養育する養育家庭として、登録した者とする。

3 養育家庭（レスパイト限定）とは、第1項のうち、里親に対するレスパイト・ケア事業実施要綱（令和4年7月1日）に基づくレスパイト・ケア事業（以下「レスパイト・ケア」という。）を利用する里親に受託された児童のみを受け入れ養育する養育家庭として、登録した者をいう。

(養育家庭への委託の対象となる児童)

第3条 養育家庭への委託の対象となる児童は、その生育歴、性格、年齢、実親の状況等を勘案して、家庭的環境で養育することが望ましい児童とする。

2 養育家庭（短期条件付）への委託の対象となる児童は、養育家庭への養育に係る負担が少なく、委託期間が2か月以内と見込まれる児童とする。

3 養育家庭（レスパイト・ケア限定）への委託対象児童は、レスパイト・ケアを利用する里親が受託している児童とする。

(申請及び家庭調査等)

第4条 養育家庭となることを希望する者（以下「養育家庭希望者」という。）は、板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年3月31日東京都板橋区規則第12号）第17条第1項に基づき、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）を経由して、区長に申請書（板橋区児童福祉法施行規則第19号様式）

及び必要書類（以下「申請書等」という。）を提出する。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、養育家庭希望者から申請書等を受理したときには、当該養育家庭希望者について家庭訪問を行い、その適否について十分な検討を行い、当該申請書等に家庭調査書を添付して区長に提出する。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定により、板橋区児童福祉審議会の意見を聴き、適当と認めたときは、里親として認定し、里親登録簿に所定の事項を登録するものとする。

（登録事項）

第5条 養育家庭は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する事項のほか、次の登録事項について登録することができる。

（1）養育家庭（短期条件付）又は養育家庭（レスパイト限定）として登録すること。

（2）レスパイト・ケアの受入先になること又はならないことについて登録すること。

2 養育家庭は、前項に規定する登録事項を変更するときには、所長を通じて、その旨を区長に届け出る。

3 区長は、前項の規定による届出を受けたときには、速やかに、変更の登録を行うとともに、板橋区児童福祉審議会にその旨を報告する。

（養育家庭の選定）

第6条 子ども家庭総合支援センター所長は、養育家庭に委託することが適当であると決定した児童（以下「候補児童」という。）に対し、候補児童の養育に最も適合する養育家庭を選定するよう努めるものとする。

（候補児童との引き合わせ及び交流）

第7条 候補児童の委託先として選定された養育家庭と候補児童との引き合わせ及び交流は、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）が候補児童を担当する児童相談所と連携して行う。

2 前項の交流中の観察、指導等は、総合支援センターと候補児童を担当する児童相談所が連携して行う。

3 子ども家庭総合支援センター所長は、交流中の状況を十分に把握し、適当と認められるときに委託措置を行う。

（児童の委託期間及び人数の上限）

第8条 養育家庭への委託期間は、次のとおりとする。

- (1) 養育家庭への委託期間は、原則として2年とする。ただし、更新は妨げない。
- (2) 養育家庭（短期条件付）への委託期間は、2か月以内とする。ただし、所長が必要と認めるときは、あらかじめ当該養育家庭と総合支援センターが協議の上で、2か月を超えて委託を継続することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、養育家庭がレスパイト・ケアの受入先となる場合は、子ども家庭総合支援センター所長がレスパイト・ケアの利用者に対し必要と認めた期間とする。

2 養育家庭が同時に養育する委託児童の人数は4人以下とし、実子その他の児童の人数の合計は、6人を超えることができないこととする。ただし、養育家庭（短期条件付）への委託児童数は、原則1人とし、きょうだいケース等所長が必要と認めるときに限り、一時期に複数の児童を委託することができる。

（指導、助言等）

第9条 児童の養育について必要な指導、助言等は、子ども家庭総合支援センター所長が行う。

（関係自治体との連携）

第10条 所長は、第6条による養育家庭の選定に当たり、東京都（以下「都」という。）及び他の児童相談所設置市である特別区（以下「他区」という。）に養育家庭の推薦を依頼する場合は、次のとおり取り扱う。

- (1) その候補児童の情報を、都及び他区に送付し、養育家庭の推薦を依頼する。
- (2) 子ども家庭総合支援センター所長は、前号の規定により推薦された養育家庭があった場合は、選定に当たり、当該養育家庭の居住地の児童相談所長の意見を聴くことができる。また、当該養育家庭が、現に別の児童を受託している場合は、その児童を措置する児童相談所長の意見を併せて聴く。

2 子ども家庭総合支援センター所長は、都又は他区から養育家庭の選定依頼があった場合で、適当と認められる養育家庭がいるときは、当該養育家庭の同意を得た上で、選定依頼のあった都又は他区に当該養育家庭の情報を送付する。

3 前2項の規定に基づき、総合支援センターは、児童と養育家庭の引き合わせ及び交流を行う場合は、関係自治体と連携してこれを行う。

4 前3項に規定するもののほか、都と区の間又は他区と区の間での相互委託に当たり必

要な事項は別に定める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、養育家庭制度の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。